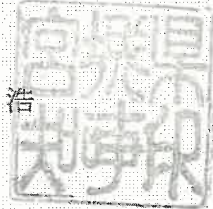


写

環 対 第 3 2 2 号
平 成 2 5 年 9 月 1 3 日

石 巻 市 長 殿
(区画整理課 扱い)

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩



石巻市新蛇田地区被災市街地復興土地地区画整理事業に関する特定環境影
響評価書に対する意見について (提出)

平成25年7月17日付けで送付のありました標記の特定環境影響評価書について、東
日本大震災復興特別区域法 (平成23年法律第122号) 第72条第6項に基づき、別紙のと
おり意見を述べます。

担当 : 環境生活部 環境対策課
環境影響評価班 辻
電話 : 022-211-2667
FAX : 022-211-2696

石巻市新蛇田地区被災市街地復興土地区画整理事業 特定環境影響評価書に係る意見

1 全般的事項

- (1) 現地調査を省略又は簡略化した環境影響評価項目については、予測の不確実性の程度が大きい項目等と併せ、事後調査の実施を具体的かつ科学的に検討すること。また、事後調査結果については、それを踏まえた環境保全措置の検討結果も含めて関係行政機関に報告するとともに、地域住民に対し適切な方法で公表すること。
- (2) 事業実施区域は、蛇田中学校及びみずほ幼稚園等の配慮施設や住宅密集地に近接していることから、施工に当たっては、環境の保全に最大限配慮するとともに、事業地の供用に伴う環境影響についても把握に努めること。

2 個別的事項

(1) 大気質

季節風が強くなる時期においては、建設機械の稼働や工事関係車両の運行による粉じん等の影響が広範囲に及ぶ可能性があることから、適切に事後調査を実施し、周辺住民への影響について十分に配慮すること。

なお、事後調査については、浮遊粒子状物質のみではなく、目、鼻、喉などへ影響を及ぼす粒径の大きいものも併せて幅広く実施し、適切な管理目標値を設定した上でモニタリングするとともに、著しい環境影響が認められた場合は追加的な環境保全措置を実施すること。

(2) 騒音

土地の供用が及ぼす騒音レベルについても、良好な住環境の保持を旨として予測・評価に努めることとし、必要に応じて適切な環境保全措置を講じること。

(3) 植物

重要な植物種の移植に当たっては、移植元の植生に特徴的な指標種及び移植先の環境条件を十分に踏まえ、必要に応じて事前の環境整備を実施するとともに、移植後の管理についても適切に実施すること。

(4) 温室効果ガス等

土地の供用に伴う温室効果ガス等の発生量について、試算等により把握に努めるとともに、街づくり計画の具体化に当たっては、太陽光発電施設の導入等、温室効果ガスの排出低減に配慮すること。